航空法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月
国土交通省航空局
無人航空機安全課
航空機安全課

国土交通省では、令和７年９月23日から令和７年10月23日までの期間において、航空法施行規則の一部を改正する省令案に関する意見の募集を行いました。その結果、本件に関して、計３件の御意見をいただきました。

頂いた御意見の概要及びそれに対する国土交通省の考え方は別紙のとおりです。

今回の意見募集にあたり、貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

別紙

番号	御意見の概要	御意見に対する国土交通省の考え方	案の修正の有無
1	30 日と 1 年はほぼ変わりがないため、出荷済み機の機体認証に係る検査の合理化を図るなら、1 年以内に改めるべきである。	無人航空機が現状について安全基準に適合することを証する書類については、当該書類の発行後、長期間が経過すると安全基準への適合性が変わる可能性も否定できないことから、機体認証申請以前 30 日以内に発行したものに限ることとしており、また、航空機基準適合証や、他法令における適合確認に係る書類においても、その有効期間を15～30 日としていることも踏まえ、原案のままとします。	無
2	「製造者等」の「等」が何を指すか不明である。	製造者等の「等」は、設計者などを指します。	無
3	認証機体と同じ海外で購入した機体も含む、とならないでしょうか？	無人航空機を購入した場所にかかわらず、型式認証等保有者が、設計及び製造過程が型式認証を受けた型式の設計及び製造過程と同一であると証明した無人航空機は、本制度の対象となります。	無

※取りまとめの都合上、頂いた御意見は整理・要約等を行った上で掲載している場合があります。